

# ガバナンス・コンプライアンス基本規程

令和7年4月10日制定

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、輪島塗復興協議会（以下「協議会」という。）の業務運営において、ガバナンス（組織統治）及びコンプライアンス（法令遵守）を確保し、健全かつ透明な組織運営を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 ガバナンス：適正な意思決定及びその監視・評価等を通じて、組織の持続的成長を図る体制。
- 二 コンプライアンス：法令、定款、諸規程及び社会的規範を遵守すること。
- 三 役職員：理事、会員、事務局その他法人に関与する者。

## 第2章 ガバナンス体制

(責任体制)

第3条 事務責任者は協議会のガバナンスに関する最終的な責任を負い、適切な統治体制の整備とその機能の検証を行うものとする。

(内部統制)

第4条 法人は、業務の適正を確保するため、以下の項目を含む内部統制システムを整備・運用する。

- 一 職務分掌と権限の明確化
- 二 情報共有及び報告体制の整備
- 三 リスク管理体制の構築
- 四 内部監査体制の確保

(意思決定プロセスの透明化)

第5条 意思決定は、議事録等により手続きを記録し、必要に応じて役職員等へ開示する。

## 第3章 コンプライアンス体制

(基本方針)

第6条 当協議会は、コンプライアンスを運営の最重要課題の一つと位置付け、役職員がこれを遵守する体制を確立する。

(コンプライアンス責任者)

第 7 条 理事長は、協議会のコンプライアンス責任者（竹原淳）を任命し、教育・監督・是正措置を行わせる。

（通報・相談制度）

第 8 条 役職員は、法令違反等を発見した場合には、速やかに通報・相談できる仕組み（内部通報制度）を整備する。匿名でも可能とし、報復行為は禁止する。

#### 第 4 章 違反行為への対応

（違反行為への措置）

第 9 条 法令違反または不適切な行為があった場合、速やかに事実調査を行い、必要な是正措置及び再発防止策を講じる。

（懲戒処分）

第 10 条 違反行為を行った者に対しては、就業規則等に基づき、適切な懲戒処分を行う。

#### 第 5 章 雑則

（規程の改廃）

第 11 条 本規程の改正または廃止は、理事会の議決をもって行う。

（附則）

第 12 条 本規程は、令和 7 年 4 月 10 日から施行する。